

森林組合法の一部を改正する法律案要綱

第一 森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大

森林組合及び森林組合連合会は、組合員等が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業を行うことができるものとする。

（第九条第二項第八号の二及び第一百一条第一項第十号の二関係）

第二 森林組合及び森林組合連合会の員外利用制限に関する規定の整備

一 森林組合及び森林組合連合会は、定款で定めるところにより、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとする。

（第九条第八項及び第一百一条第七項関係）

二 森林組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、受託施業等の事業と併せ行う木材販売事業及び森林施業計画の作成の事業を利用させることができるものとする。

（第九条第九項関係）

第三 准組合員資格者の拡大

森林組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその森林組合の事業を利用することを相当とするものに、准組合員資格を付与すること。（第二十七条第一項第五号関係）

第四 事業別損益の組合員等への開示

森林組合及び森林組合連合会の理事は、事業年度ごとに、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書面等を作成し、これを通常総会に提出しなければならないもの等とすること。

（第五十条の二及び第百九条第三項関係）

第五 総代会における解散又は合併の議決手続の改善

一 総代会において、森林組合の解散又は合併の議決があったときは、組合員の投票は不要とし、理事は、正組合員に当該議決の内容を通知しなければならないものとする。

（第六十五条の二第一項関係）

二 一の総代会の議決に関し、正組合員がその五分の一以上の同意を得て、総会の招集を請求したときは、理事会は総会を招集すべきことを決しなければならず、当該総会において解散又は合併を承認しな

った場合には、総代会の決議は効力を失うものとする。こと。（第六十五条の二第二項及び第五項関係）

第六 行政検査の充実

行政庁は、特に必要があると認めるときは、森林組合等の子会社等に対し、当該森林組合等の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告等の提出を求めることができるものとともに、森林組合等の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができるものとする。こと。

（第百十条第二項及び第百十一条第五項関係）

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から一月を経過した日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他所要の規定を整備すること。